

2018年度 「自主研究会支援」に関する募集要領

公益社団法人日本都市計画学会中国四国支部（以下「本支部」といいます。）は、都市計画や地域計画等に関する自主的な研究会に対し、本支部における一研究会として認定し、活動に要する費用を助成するなど、研究会の活動を支援します。

中国四国地方の研究活動の更なる振興に向けて、本支部全域の各地域において研究活動が活発に行われることを期待するものです。

1 目的

中国四国地方の各地域における都市計画、地域計画等の自主的な研究会に対して、本支部における一研究会として認定し、研究会の活動を支援することを目的とします。

2 支援対象とする研究会

都市計画、地域計画等に関する研究をテーマとし、本支部会員、または会員が含まれる研究組織（新規の申請団体のほか、既存の認定団体も支援の対象とします）

3 助成期間

自主研究会認定の日から2019年3月31日の間

※認定期間は、特に申し出がない限り2019年度以降も継続します。ただし助成期間は単年度とします。

4 募集期間

2018年5月1日（火）～5月31日（木）

5 研究会認定の申請手続き

2018年5月31日（木）17時までに、自主研究会認定申請書（別添）に必要な事項を記載し、本支部事務局宛EメールまたはFAXにて提出してください。

6 企画審査・公表

2018年6月上旬頃に選定し、研究会の代表者に通知します。また、支部ホームページに掲載します。審査の基本姿勢として、中国四国地域の特性を反映した研究テーマであること及び公開制が高いことを優先します。

7 研究会における事業の助成内容

(1) 助成対象

支援する研究会が実施する研究発表会、講演会などの事業、その他継続的な研究活動

(2) 助成金額

賃貸料（会場費、機材借上費等）、講師旅費交通費（旅費、宿泊代等）、講師謝金、会議費（弁当・飲物代）、消耗品費（事務用品等）、印刷製本費、通信費、その他研究交流委員会委員長の認めた経費を対象とします。

助成限度額は2万円とし、予算の範囲内で当該助成金の限度額を定めることとします。

(3) 交付手続き等

領収書及び事業報告書（A4判1～2枚程度、ニュースレター原稿等）が提出され次第、指定の口座に振り込みます。（事業終了後速やかに提出願います。）

8 研究活動の報告及び研究成果の発表

年間研究活動報告書（A4判1～2枚程度）を提出するとともに、支部研究発表会において報告することとします。

9 提出・問い合わせ先

公益社団法人日本都市計画学会中国四国支部 事務局

行竹和幸（総務委員長）Email：cp-chushikoku@fukken.co.jp FAX：082-506-1890

〒732-0052 広島市東区光町二丁目10番11号 復建調査設計株式会社内

別添 自主研究会認定申請書

自主研究会（新規・継続・改廃）認定（助成金交付）申請書

年 月 日

公益社団法人 日本都市計画学会中国四国支部長 様

申請者 氏 名
所 属
会員番号

次のとおり、自主研究会の認定を申請します。

1 新規・継続・改廃の有無	新規・継続・改廃（○を付けてください）
2 研究会の名称	
3 委員の構成 （研究会の代表者及び委員）	
4 研究会の目的	
5 研究作業（予定）	
6 予想される成果・効果	
7 助成活動の概要及び予算 （予定）	実施時期、実施場所、参加者想定、予算概要等
8 担当者氏名・連絡先 （住所・電話番号・Emailアドレスを明記のこと）	